

氷川町こども医療費助成制度のご案内

この制度は、こどもの病気やケガの早期治療促進と、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

対象者・自己負担額

| | |
|-------|------------------------------------|
| 対象者 | 氷川町に住民登録がある18歳年度末までの児童 |
| 自己負担額 | 0円 ※差額ベッド代、文書料、予防接種などの保険適用外の費用は対象外 |

受給者証の使用方法

下記に該当する場合は、受給者証と健康保険証を医療機関の窓口に提示してください。

保険適用分の医療費の窓口負担は発生しません。

- ①県内医療機関(外来・調剤薬局)での受診
- ②町と協定を締結している鍼灸院・整骨院などで施術を受けたとき



▲協定事業者

払い戻し対象の医療費

下記に該当する場合は、払い戻し申請が必要となります。医療機関で一旦医療費を支払い、後日領収証、受給者証、保険証をご準備の上、福祉課または宮原振興局で申請してください。

- ①県外医療機関での受診
- ②入院(県内・県外問わず)
- ③高額療養費対象
- ④医師の診断による補装具の作製(コルセット、治療用メガネなど)

※③加入している健康保険で高額療養費を支給申請後、発行される支給決定通知書も必要。
(限度額適用認定である場合は不要)

※④加入している健康保険で療養費を支給申請後、発行される支給決定通知書と医師の指示書も必要。(領収書、医師の指示書はコピーでも可)

支給日・申請期限

支給日:申請月の翌月15日(15日が土日祝日の場合はその前日)

申請期限:受診日の月末から1年間(例.7月に受診した場合は翌年7月末まで)

学校等でのケガの場合

学校、幼稚園、保育園などの管理下でケガをし、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合は、こども医療費助成対象とはなりません。

各種届出について

下記の場合は、届出が必要です。

福祉課または宮原振興局で手続きされるか、オンライン申請をご利用ください。

また、児童が氷川町の住民登録でなくなる場合は、受給者証を返却してください。

必要書類

- ・児童の健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面など
- ・振込先口座(扶養者以外でも可)

新規 出生・転入など

※出生直後などで児童の保険情報が確認できない場合は、
扶養者の情報で仮登録します。



変更 住所、保険証、氏名、振込先口座の変更など



再発行 こども医療費受給者証をなくした、破損したときなど



追加提出 申請時に児童の保険証情報が確認できないときなど



お問い合わせ先

〒869-4814 八代郡氷川町島地642番地

氷川町役場 福祉課 子育て支援係

電話:0965-52-5852(直通)